# 6　日常生活の支援

## 6-1　福祉用具の支給など

窓　口　障がい者支援課　障がい者相談係
☎ 0422-29-9233　Fax 0422-47-9577

### ●補装具費の支給

サービスの内容、手続等については、13 ページをご覧ください。

### ●日常生活用具の給付

サービスの内容、手続等については、13～17 ページをご覧ください。

### ●中等度難聴児発達支援事業

中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器等の購入費用の一部を助成します。

内　容　助成基準額（137，000 円）と補聴器の購入費との少ない方の額の９割
（生活保護受給世帯、市民税が非課税の世帯は 10 割を助成）

対　象　次のいずれにも該当する方
① 三鷹市内に住所を有する 18 歳未満の児童
② 身体障害者手帳（聴覚障がい）交付の対象となる聴力でないこと
③ 両耳の聴力レベルが概ね 30 デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方

制　限　次のいずれかに該当する場合は対象外となります。
① 世帯の所得が一定以上の場合（世帯の最多収入者の市民税所得割額が 46 万円以上）
② 他制度で助成を受けることができる場合
③ すでに購入にされたものについて

### ●補聴器購入費助成事業

聴力に課題のあるかたが、家庭や地域、社会との関わりの中でいきいきと活動できるよう、補聴器の購入に要する費用を一部助成します。

内　容　補聴器本体購入費用の２分の１の額（上限額４万円）

対　象　次の項目にすべて当てはまるかたが対象です。
① 満 18 歳以上 64 歳以下の三鷹市民で、本人の合計所得金額が 210 万円未満のかた
② 聴覚障がいによる補聴器（補装具購入費）の支給対象とならないかた
③ 補聴器相談医が補聴器を必要と認めるかた（純音聴力検査や語音聴力検査の結果）

※なお、65 歳以上の方は、高齢者支援課　高齢者支援係(0422-29-9271)にお問い合わせください。

### ●車いすの貸出

窓　口　三鷹市社会福祉協議会　在宅サービス係　☎ 0422-79-3509
原則１ヶ月まで、無料で車いすをお貸しします（最長３ヶ月まで）。

# 6-2　介護人の派遣

窓　口　障がい者支援課　障がい者相談係

☎ 0422-29-9233　Fax 0422-47-9577

## ●ホームヘルパーの利用（居宅介護）●重度訪問介護

サービスの内容、手続等については、1～7 ページをご覧ください。

## ●重度脳性麻痺者の外出介護

20 歳以上の重度の脳性麻痺による障がいの方で、単独で屋外活動を行うことが困難な方には介護人を派遣します。介護人は障がい者自らの推薦により登録された家族の方です（他のサービスとの併用制限があります）。

対　象　市内に居住する 20 歳以上の重度の脳性麻痺者で、身体障害者手帳１級であり、単独で野外活動をすることが困難な方

## ●福祉訪問員の派遣

心身障がい者（児）を介護する家庭の負担を軽減するため、福祉訪問員を派遣して、介護の手伝いをします。

対　象　市内に居住する障がい者で次のいずれかに該当し、他に介護者が得られない方。

①　身体障害者手帳１級～２級もしくはこれに相当する方

②　愛の手帳１度～３度またはこれに相当する精神発達の遅滞のある方

## ●重症心身障がい児（者）等家族支援事業

医療的ケアが必要な重度の心身障がい児（者）等へ、市と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師を派遣し、一定時間、家族等に代わり医療的ケア等を行うことで、家族等の一時休息（レスパイト）やリフレッシュ、就労支援を図ります。（サービス提供回数及び対象となる医療的ケアなど利用制限があります）。

対　象　次の①と②いずれにも該当し、かつ③④のいずれかに該当する方。

①　市内に居住し、家族等による介護を受け在宅で生活している 65 歳未満の

②　主治医の指示により、現在、訪問看護サービスを利用している方

③　医療的なケアを必要とし、18 歳に達するまでに、愛の手帳１度または２度程度の知的障がいがあり、かつ、身体障害者手帳１級または２級程度の身体障がい(自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る。)の状態にある方

④　日常生活を営むために、医療的なケアを必要とする 18 歳未満の障がい児

費　用　利用者の世帯収入に応じて１回２時間あたり０～1,500 円の負担が発生します。

## ●巡回入浴サービス

年４８回巡回入浴サービス車を派遣し、ポータブル浴槽を使って、看護師等が入浴サービスを行います。

対　象　身体障害者手帳1,2級を有する方で、障がいにより家庭の浴槽での入浴が困難な方（介護保険での巡回入浴サービスを受けることができる方を除く）

費　用　１回　６００円（生活保護世帯の方は無料）

## ●三鷹市社会福祉事業団による有償サービス

窓　口　三鷹市社会福祉事業団　在宅福祉サービス

☎ 0422-43-8804　Fax 0422-44-9772

相互扶助の精神に基づく会員制の在宅サービス事業です。利用できるのは、在宅高齢者や障がい者などで、日常生活に手助けを必要とされる方です。詳しい要件は直接お問い合わせください。利用の際は利用会員としての登録（会費月額 300 円）が必要です。なお、生活支援サービスや短時間サービスを提供する協力会員は、この事業に賛同して登録している市民の方です。

| 区　分 | 利用料金 | 内　容 |
|---|---|---|
| 食事サービス | 一食<br>810 円 | 安否確認を兼ねた食事の宅配（昼食、夕食）毎日（年中無休）<br>※定期的・短期的・１食単位でも届けます。 |
| 生活支援サービス | 一時間<br>1,000 円 | 協力会員による<br>① 日常的、一般的な範囲のサービス（家事、買物、通院付添等）<br>② 自分らしい生活をするためのお手伝い（外出付添、衣類の整理等）※専門的な技術や資格がなくてもできる範囲のサービスです。 |
| 緊急通報サービス | 月額<br>4,505 円 | 24 時間体制で急病、火災等の緊急事態への対応 |
| 短時間サービス<br>※会員との調整がつかず、サービス提供ができない場合あり | 15 分<br>300 円 | 協力会員による、短時間（15 分から 30 分くらい）でできる、身の回りのちょっとしたこと。<br>（ゴミ出し、洗濯物の取り込み、電球交換、水遣りなど）のお手伝い |

# 6-3　一時保護

窓　口　障がい者支援課　障がい者相談係

☎ 0422-29-9233　Fax 0422-47-9577

## ●一時保護事業（ピアえきまえ）

主な介護者の急病、冠婚葬祭、学校行事などの場合、利用できます。利用するには、事前登録が必要です。

対　象　身体障害者手帳１,２級、愛の手帳 1～4 度の方

所在地　ピアえきまえ　三鷹市下連雀 3-8-13-201　☎0422-43-0048

## ●ショートステイ

サービスの内容、手続等については、１～７ページをご覧ください。

## ●障害者支援施設なごみ・みずきの利用

ショートステイのうち、三鷹市を通して利用予約を行うことができる施設は、「みずき（肢体）」「なごみ（知的）」の２箇所があります。サービスの内容、手続等については、１～７ページをご覧ください。

## ●在宅難病患者一時入院事業

窓　口　多摩府中保健所　　☎ 042-362-2334　Fax 042-360-2144

難病患者の介護者の方が、自身の病気などにより一時的に介護ができなくなった場合、患者が短期間入院できるように都内の病院にベッドを確保しています。

対　象　都の難病医療費助成対象疾病にかかっている方

## ●精神障害者一時入所事業

窓　口　東京都福祉局　地域支援科　　☎ 03-3302-7742

地域で生活している精神障がい者の方が、一時的に自宅で生活できない場合に、宿泊の場（個室）を 14 日間まで提供します。

対　象　次の条件をすべて満たす方
①東京都民であること
②本人が利用を希望していること
③医療機関に通院しており、利用について主治医の了解があること
④病状が安定していること

手　続　窓口へ直接電話。
受付時間は月曜日から金曜日（祝日は除く）午前 10 時から午後 4 時まで

# 6-4　日中の活動

窓　口　障がい者支援課　障がい者相談係
☎ 0422-29-9233　Fax 0422-47-9577

## ●生活介護

サービスの内容、手続等については、1～7 ページをご覧ください。

## ●日中一時支援事業

サービスの内容、手続等については、8～9 ページをご覧ください。

# 6-5　ごみ出し支援

窓　口　ごみ対策課　　☎ 0422-29-9613　Fax 0422-47-5196

## ●ふれあいサポート事業（ごみ出し支援と安否確認）

ごみ収集日に合わせ、ごみを排出場所まで搬出します。さらに、希望者に対して訪問や声かけにより安否確認を実施します（粗大ごみ・多量ごみは除く）。

対　象　身体障害者手帳 1、２級の方のみで構成される世帯及びそれに準ずると市長が認める世帯

## ●ごみ処理手数料の減免（指定収集袋の無料配布）

9月～税

以下の条件に該当する世帯の方は、申請により年間 100 枚（10 月～翌年９月）の指定収集袋をお渡しします（申請した月により、お渡しする枚数が変わります）。

対　象
① 天災および火災により被害を受けた世帯
② 生活保護受給世帯
③ 中国残留邦人等支援受給世帯
④ 児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯
⑤ 老齢福祉年金受給世帯
⑥ 75 歳以上の方のみの世帯で収入が年金のみまたは収入のない世帯
⑦ 身体障害者手帳（1,2級）、愛の手帳（1,2度）、精神障害者保健福祉手帳（1,2級）を所持する方が属する世帯で、市民税非課税世帯

手　続　所定の申請書等をごみ対策課に提出してください。

## ●一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ・多量ごみ）の免除

窓　口　粗大ごみ受付センター　☎ 03-5715-1212
ごみ対策課　☎ 0422-29-9613　Fax 0422-47-5196

市で収集している粗大ごみ・多量ごみは有料ですが、次の対象に該当する方は、減免申請により手数料が免除になります。

対　象
① 天災・火災により被害を受けた世帯
② 生活保護法による保護や中国残留邦人等により支援を受けている世帯
③ 児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯
④ 身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

手　続　粗大ごみ・多量ごみの申込みの際、所持している手帳の種類と、番号または生年月日を電話で粗大ごみ受付センターに伝えるか、インターネットでお申し込みください。または、手帳を持参のうえ、ごみ対策課の窓口で直接お申し込みください。

このページは空白です

# 7　リハビリ・講習会

## 7-1 障がい者の方向けの講習会

### ●視覚障がい

◆国立障害者リハビリテーションセンターの事業

窓　口　国立障害者リハビリテーションセンター

☎ 04-2995-3100　Fax 04-2995-3102

通所または入所による、歩行・点字・パソコン・日常生活訓練など、自立訓練（機能訓練）を行います（総合支援法に関する手続きは 1～7ページをご覧ください）。

◆東京視覚障害者生活支援センターの事業

窓　口　東京都視覚障害者生活支援センター

☎ 03-3353-1277　Fax 03-3353-1279

通所により、歩行・点字・パソコン・ロービジョン訓練・日常生活訓練（自立訓練（機能訓練））や、事務的職業やヘルスキーパー等の一般就労に向けた、パソコン等を利用した訓練（就労移行支援）を行います。（総合支援法に関する手続きは 1～7ページをご覧ください）。

◆点字講習会

窓　口　東京ヘレン・ケラー協会点字図書館

☎ 03-3200-0987　Fax 03-3200-0982

Eメール　Tokyo-db@tokyo-db.or.jp

見え方に不安がある、全盲の方、点字に興味がある方を対象に、触読の練習・書く練習を個別に支援しています。

◆視覚障害者社会教養講座

窓　口　東京都教育庁地域教育支援部　生涯学習課

☎ 03-5320-6857　Fax 03-5388-1734

Eメール　ml-sy-kyoyokoza@section.metro.tokyo.jp

都内在住、在勤、在学の聴覚障がい者の方を対象に、教養を深め、日常生活を豊かにする機会として、月１回実施しています。

◆盲ろう者支援センター事業

窓　口　東京都盲ろう者支援センター

☎ 03-3864-7003　Fax 03-3864-7004

Eメール　Tokyo-db@tokyo-db.or.jp

盲ろう者へのコミュニケーション訓練・生活訓練・パソコン等電子機器活用訓練等の訓練、社会参加促進事業および相談事業を行っています

### ●音声・言語障がい

◆発声機能障害者発声訓練

窓　口　公社）銀鈴会　☎ 03-3436-1820　Fax 03-3436-3497

病気等で喉頭を摘出し、音声機能を失った方を対象に、食道発声訓練、人工喉頭又は電気発声器による発声訓練等を行っています。

## ●聴覚障がい

### ◆読話講習会

窓　口　東京手話通訳等派遣センター

☎ 03-3352-3335　Fax 03-3354-6868

都内在住の、手帳をお持ちの 18 歳以上の中途失聴者・難聴者の方を対象に、口唇の読取り、基本口形の学習、会話の練習等を行います。

### ◆中途失聴者・難聴者手話講習会

窓　口　東京都福祉局　障害者施策推進部　企画課

☎ 03-5320-4147　Fax 03-5388-1413

都内在住、在勤の中途失聴者および難聴者の方を対象に、簡単な意思交流が可能な程度の手話技術の講習を行います。

### ◆聞こえにくい方とご家族・支援者のための講座

窓　口　特定非営利活動法人　東京都中途失聴・難聴者協会

☎ 03-5919-2421　Fax 03-5919-2563

Eメール　info@tonancyo.org

耳の病気や聞こえのしくみ、中途失聴・難聴者とのコミュニケーション方法など、「聞こえ」について学ぶ講座です。聞こえに困っている方、ご家族、支援者、関心のある方など、どなたでも参加できます。

## ●肢体不自由

### ◆ＩＴ技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業）

窓　口　社会福祉法人東京コロニー　能力開発室

☎ 03-6914-0859　Fax 03-6914-0869

インターネットを利用して、コンピュータのプログラミング技術やアプリケーションソフトの操作技術を習得することにより、在宅での就労を目指します。

### ◆国立障害者リハビリテーションセンターの事業

窓　口　国立障害者リハビリテーションセンター

☎ 04-2995-3100　Fax 04-2992-4525

主に背髄損傷による、重度の肢体不自由の方を対象に、病院での医学的支援、自立支援局での各種訓練を行います。

## ●内部障がい

### ◆オストメイト社会適応相談

窓　口　日本オストミー協会東京支部

☎ 03-5272-3550　Fax 03-5272-3550

人工肛門又は人工ぼうこうを永久的に造設した方を対象に、ストマの衛生管理、ストマ用装具の装着訓練等を講習会形式で行っています。

## ●精神障がい

### ◆精神障害者社会適応訓練事業

窓　口　多摩府中保健所　　☎ 042-362-2334　Fax 042-360-2144

就労が困難な通院中の精神障がい者の方を対象に、東京都が一般の事業所に訓練を委託して行います。業種は、飲食業や小売業から農業まで、様々な分野に及んでいます。

## ●高次脳機能障がい

### ◆就労準備支援プログラム（東京都心身障害者福祉センター）

窓　口　障がい者支援課　基幹相談支援センター

☎ 0422-29-8267　Fax 0422-47-9577

就労を希望する高次脳機能障がい者を対象として、職業評価・高次脳機能評価・作業課題（模擬的な職務課題）によるトレーニング・グループワーク・就労準備講習会等を組み合わせたプログラムを提供します。

対　象
① 障害者手帳の有無を問わず、高次脳機能障がいのある方
② プログラムの内容を十分に理解し、利用の意思を持つ方
③ 対象年齢は 64 歳までの方
④ 交通機関を利用して単独で、安全に通所できる方（知的な面、身体面とも）

### ◆社会生活評価プログラム（東京都心身障害者福祉センター）

窓　口　障がい者支援課　基幹相談支援センター

☎ 0422-29-8267　Fax 0422-47-9577

自立した社会生活や就労（福祉的就労を含む）等といった社会参加を目指している方に対して、作業能力面、生活管理面、対人技能面などの評価を行い、課題の整理を行うためのプログラムです。

対　象
① 高次脳機能障がいの診断がある満 15 歳から 65 歳未満の方（障害者手帳の有無は問いません）
② 地域で生活しており（ADL は自立）、生活管理や職業準備性などに課題がある方で、通所等により地域の支援機関から支援を受けている方
③ 週２日の自力通所が可能な方

### ◆高次脳機能障害通所リハビリテーションプログラム

窓　口　東京都立中部総合精神保健福祉センター

☎ 03-3302-7711　Fax 03-3302-7839

身体的リハビリテーションを終了し、公共交通機関を利用して通所可能な方で、社会復帰を目指している方に適しています。グループプログラムを実施しています。

### ◆国立障害者リハビリテーションセンターの事業

窓　口　国立障害者リハビリテーションセンター

☎ 04-2995-3100　Fax 04-2995-3102

高次脳機能に障がいがある方を対象に、利用者の状況に合わせ、日常生活訓練、グループ訓練、機能障がいに対する代償手段の獲得など、自立した生活を送るために必要な訓練を実施します。

## 7-2　支援者向けの講習会

### ●三鷹市手話講習会

窓　口　障がい者支援課　障がい者支援係

☎ 0422-29-9232　Fax 0422-47-9577

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する手話通訳者を育成します。

対　象　在学・在勤を含む高校生以上の市民の方

① 初級＝初めて手話を学び、会話程度の技術を身に付けたい方

② 中級＝初級修了者または同程度の手話技術があり、専門語の手話を覚え、聴覚障がい者の生活を学びたい方

③ 上級＝中級修了者または同程度の手話技術がある方

④ 通訳＝上級修了者または同程度の手話技術があり選考試験に合格者した方

（③、④は三鷹市登録手話通訳者を目指す方）

費　用　3,000 円（別途教材代がかかります）

### ●東京手話通訳等派遣センターの講習会

窓　口　東京手話通訳等派遣センター

☎ 03-3352-3335　Fax 03-3354-6868

**◆手話通訳者等養成講習会**

地域の聴覚障がい者との触れ合いの中で、手話を習得した方が手話通訳者および手話指導者として必要とされる専門知識得る機会を提供しています。

対　象　① 東京都内在住、在勤、在学の方

② 当該年度の４月１日現在、18 歳以上の方

③ 修了後、都内で手話通訳活動またはボランティアの育成活動に従事できる方

**◆要約筆記者の養成**

聴覚障がい者、特に手話習得の困難な中途失聴者や難聴者の方のコミュニケーションを支援する要約筆記者を養成し、聴覚障がい者の福祉の向上を図ることを目的としています。

対　象　① 東京都内在住、在勤、在学で、東京都の要約筆記講習会受講経験のない方

② 当該年度の４月１日現在、18 歳以上の方

③ 修了後、登録試験に合格し、都内で要約筆記の活動ができる方

## ●点訳・朗読奉仕員指導者養成講習会

窓　口　社会福祉法人　日本視覚障害者団体連合　点字図書館
東京都点訳・朗読奉仕員指導者養成講習会係
☎　03-3200-6160　Fax 03-3200-7755

点訳・朗読（音訳）ボランティアの指導者としてご活躍いただくため、点訳や朗読（音訳）に関する指導方法、地域でのボランティア活動の方法等を学んでいただくための講習会です。

対　象　点訳や朗読（音訳）に関する知識と経験があり、講習会修了後に都内で点訳や朗読（音訳）の指導活動等ができる方

## ●知的障がい者ガイドヘルパー養成研修

窓　口　障がい者支援課　障がい者相談係
☎ 0422-29-9233　Fax 0422-47-9577

知的障がいについての基本的な知識やガイドヘルパーの役割・内容などを学びます。研修修了と認定された場合、東京都指定の研修修了証明書が交付されます。

対　象　在勤・在学を含む市民で修了後にガイドヘルパーとして従事する意思があり、全日程受講できる方

費　用　2,500 円（別途教材代 1,000 円程度が掛かります）

## ●ホームヘルパーのための精神障がい講座

窓　口　三鷹市社会福祉協議会　在宅サービス係　☎ 0422-79-3509

問い合わせ　障がい者支援課　障がい者相談係
☎ 0422-29-9233　Fax 0422-47-9577

ホームヘルパーとして働いている方へ精神障がいについての講習を行い、支援に役立てていただきます。

対　象　三鷹市内事業所または三鷹市民へサービスを提供している近隣市区町村事業所に所属しているホームヘルパーの方

このページは空白です